

篠岡神社報

神社と六曜と2033年問題

六曜一覽			
種類	読み方(代表例)	俗説	旧暦1日
先勝	さきがち、せんしょう	午前吉(午後凶)	1、7月
友引	ともびき	正午以外吉、葬儀不可	2、8月
先負	さきまけ、せんぷ	午前凶(午後吉)	3、9月
仏滅	ぶつめつ	終日凶	4、10月
大安	たいあん	終日吉	5、11月
赤口	しゃっこう	正午以外凶	6、12月

先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口：身近な暦として、六曜があります。神社で祈禱を受けるのは大安の日が良い、友引の日に葬儀は駄目：六曜の読み方(先負||さきまけ、せんぷ等)や意味については色々な解釈がありますが、本来、神社や仏閣には直接的に関係のある類のものではなく、その根拠も不透明なものです。現に神社における恒例祭典の日時を、六曜に配慮して決めていると言う事はありません。

六曜は元は古代中国の「六壬時課(りくじんじか、またはろくじんのときうらない等)と言う占いであるとされ日本には鎌倉〜室町期に伝来したと言われますが定かではなく、また伝来当初とはその内容、六曜の当て字、内容も大きく変質して本来の意味を失って

いると見る向きもあります。六曜は、旧暦||太陰太陽暦の一月一日が先勝、二月一日が友引、三月一日が先負：と各月の一日に六曜が割り当てられ、それが十二ヶ月で二巡し、また各月は一日に割り当てられた六曜から順番に先述の通りに回ると言う単純な法則です。現行の暦(グレゴリオ暦)においてこの順番がいきなり飛ぶのは、単に旧暦の月が変わったに過ぎません。そしてこの旧暦(旧現行は天保暦、公的には廃止

済)は、閏月の挿入の問題で西暦二〇三三年以降このまま使う事は出来ず、それに伴い六曜を充てる事が出来なくなります。先述の通り六曜は中世に日本に伝わった当初はあくまで占いの一種でしかなく、二十四節気のように農業に必要である等の生活に必須のものではありませんでした。それが江戸時代にブームとなりましたが明治時代には政府により「迷信である」とカレンダーへの記載が制限されたものの、戦後

(裏面に続く)

上末 八幡社
大字上末字新田一二五番地

下末 天満天神社
大字下末字天神前一四七五番地

池之内 八幡神社
大字池之内字雨作六三一番地

林 三明神社
大字林北一〇一番地の一

野口 白山社
大字野口字神尾前二八七七番地

野口 神明社
大字野口字勾当田二五七七番地

野口 八幡社
大字野口字惣門二二〇七番地

大山 児社
大字大山字郷島四一二番地

発行

宮司 加藤祐佑

〇五六八・七七・四三二〇

ホームページ「東春神社考」



その様な規制がなくなり復活し、またブームとなりました。その当ても、根拠が不明な六曜をカレンダーに記載する事への異論はあつたようです。

また、例えば「仏滅」は当初「物滅」万物が新しくなる日」として吉日であつたと言う説もあり、今日言われる意味と全く逆の捉え方をされていたとする論もあります。そもそも論として、「仏滅」にしろ「物滅」にしろ、そんな日が六日に一度回つてきてその日は慎め何もするなど言われてしまうと、社会活動は成り立ちません。もつと言えば、正月や新嘗祭(勤労感謝の日)等の神事を含む、ほぼ全ての年中行事がグレゴリオ暦を基準として行われている今日において、旧暦により割り振られる六曜を慶弔の日取りの根拠とする事は、伝統や習俗を重視するにしても整合性の取れない事かと思えます。個人的な経験によるものですが、関西：特に大阪では、六曜はあまり気にされなかつ

た様に思います。対して愛知県、特に尾張地域は、年配の方を中心に六曜を気にされる方が多い様に思います。日本全国で見ると、かなり地域差があるでしょう。

広く世間に浸透している六曜ではありませんが、先述の通り根拠は曖昧で神社には直接的に関係が無く、また近い将来その割り振りすら出来なくなる：仏滅だから、赤口だから、とあまり拘り過ぎる必要もないのではないか、と思います。

※当職個人の見解を含みます。

祭典予定

八月

十八日 天満天神社月次祭

九月

十五日 上末八幡社撰社

貴船社例祭

二十二日 天満天神社歳旦祭

十月

十三日 兒社例祭

三明神社例祭

池之内八幡神社例祭

上末八幡社例祭

野口八幡社例祭

野口神明社例祭

尾張白山社例祭

二十日 天満天神社例祭

十一月

二十三日 上末八幡社新嘗祭

二十四日 野口神明社新嘗祭

三明神社新嘗祭

池之内八幡神社新嘗祭

天満天神社新嘗祭

野口八幡社新嘗祭

※日程は変更になる場合があります。最新の予定及び詳細な時間は公式サイトをご覧ください。

お知らせ

天満天神社例祭について

天満天神社の秋の祭礼は、本年も十月第三週の日曜日に斎行予定です。昨年と同様にキッチンカーの出店(氏子世帯には金券を配布)、消防車の展示を予定していますが、起震車については不参加の予定です。詳細については回覧をご覧ください。

境内での火気取扱いについて

神社境内においては、神社又は地域主催の行事(かがり火、どんど焼き等)を除き、火の取り扱いは厳禁です。特に夏場は花火をされるご家庭も多いかと思いますが、神社境内においてはご遠慮下さい。神社は木造の社殿、木々、落ち葉等燃えやすいもの集合体です。火の不始末は大火災

につながる恐れがありますので、ご留意下さい。尚、当然の事ながらバーベキュー等火気を伴う飲食も禁止です(お弁当を広げる程度は問題ありません)。

薪木の頒布について

当職所管の神社において境内樹木を手入れ(除伐、剪定等)の際、一定量の伐採木が出ます。処分費の問題で残置するものが多い為、薪ストーブへの利用等でご希望の方は無償で差し上げますので公式サイト問い合わせフォームよりご連絡下さい。詳細をお教えします。概ね玉切りの状態になっていますが、それ以上の裁断、搬出等は全て自弁・自己責任となります。

次回発行予定について

「篠岡神社報」次号008号は、十一月中旬頃発行予定です。